

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市規則第15号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第6号中「200,000」を「270,000」に改め、同表第23号中

訪問調査
1件につき

4,000円
ただし、調査
時間が2時間
を超える場合
は、30分毎
に1,000
円を加算した
額

を

更新に係 る訪問調 査1件に つき	4,000円
新規又は 区分変更 に係る訪 問調査1 件につき	5,000円

に改め、同表第27号中「生活保護・住

宅手当就労支援員」を「生活保護・住宅支援給付就労支援員」に、「120,000」を「160,000」に改め、同表中第51号を第53号とし、第45号から第50号までを2号ずつ繰り下げ、第44号特別相談員の項中「月額」を「日額」に、「98,000」を「30,000」に改め、同号を第46号とし、同表中第43号を第45号とし、第38号から第42号までを2号ずつ繰り下げ、第37号を第38号とし、同号の次に次の1号を加える。

39	学校図書館スーパーバイザー	月額	214,000
----	---------------	----	---------

別表中第36号を第37号とし、第32号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、同表第31号中「月額」を「日額」に、「112,500」を「4,500」に改め、同号を同表第32号とし、

同表中第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、第28号を第29号とし、第27号の次に次の1号を加える。

28	生活保護医療扶助指導員	月額	186,000
----	-------------	----	---------

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。